

令和7年度 八尾市廃棄物減量等推進審議会資料

令和8年3月27日
八尾市環境部

目次

【はじめに】

- ・ 廃棄物の区分について P 1
- ・ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について P 2 - 4
- ・ ごみ処理について P 5

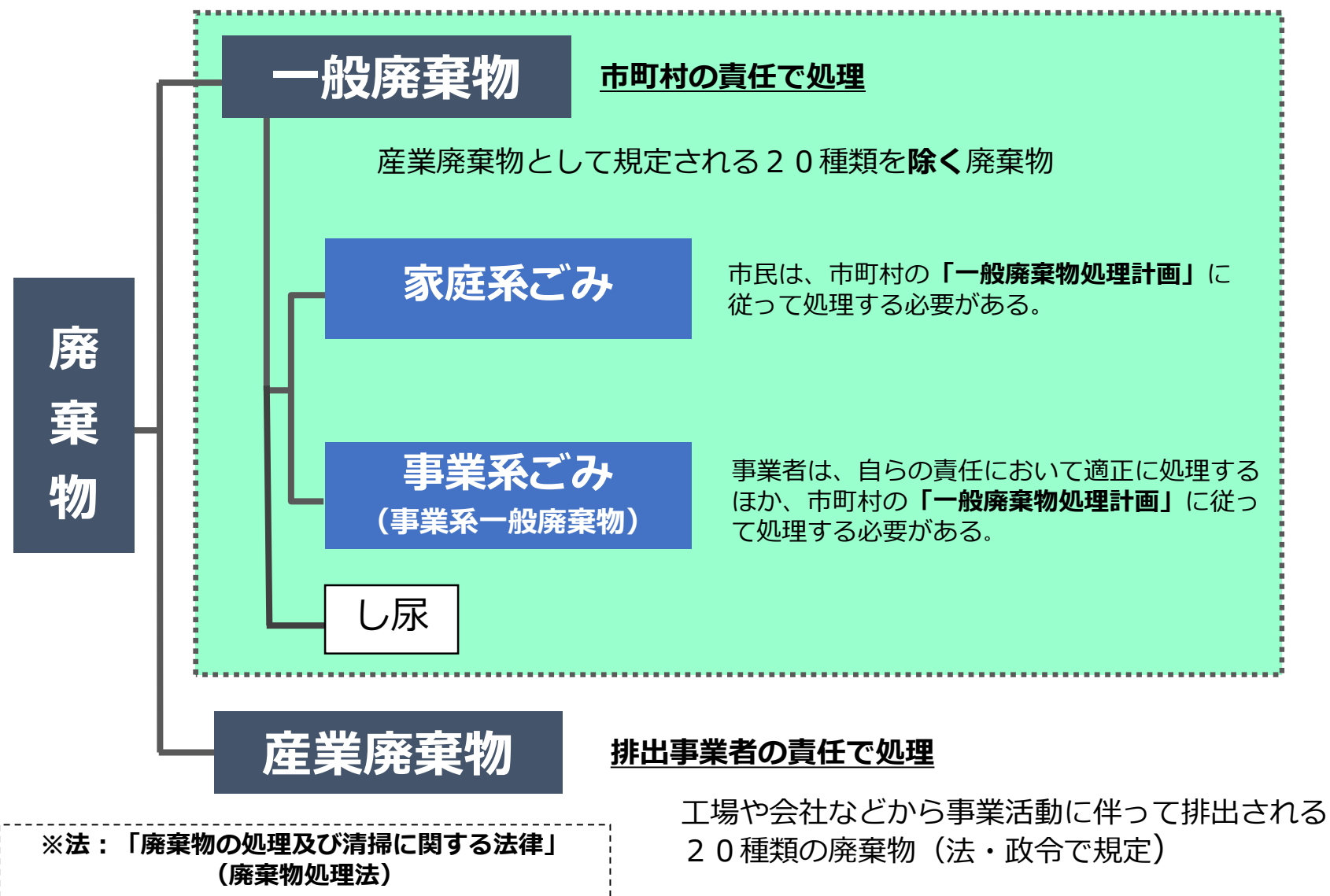
【報告事項】

- ・ 令和 6 年度のごみ処理量について P 6 - 10
- ・ ごみ減量施策の取り組みについて P 11 - 12

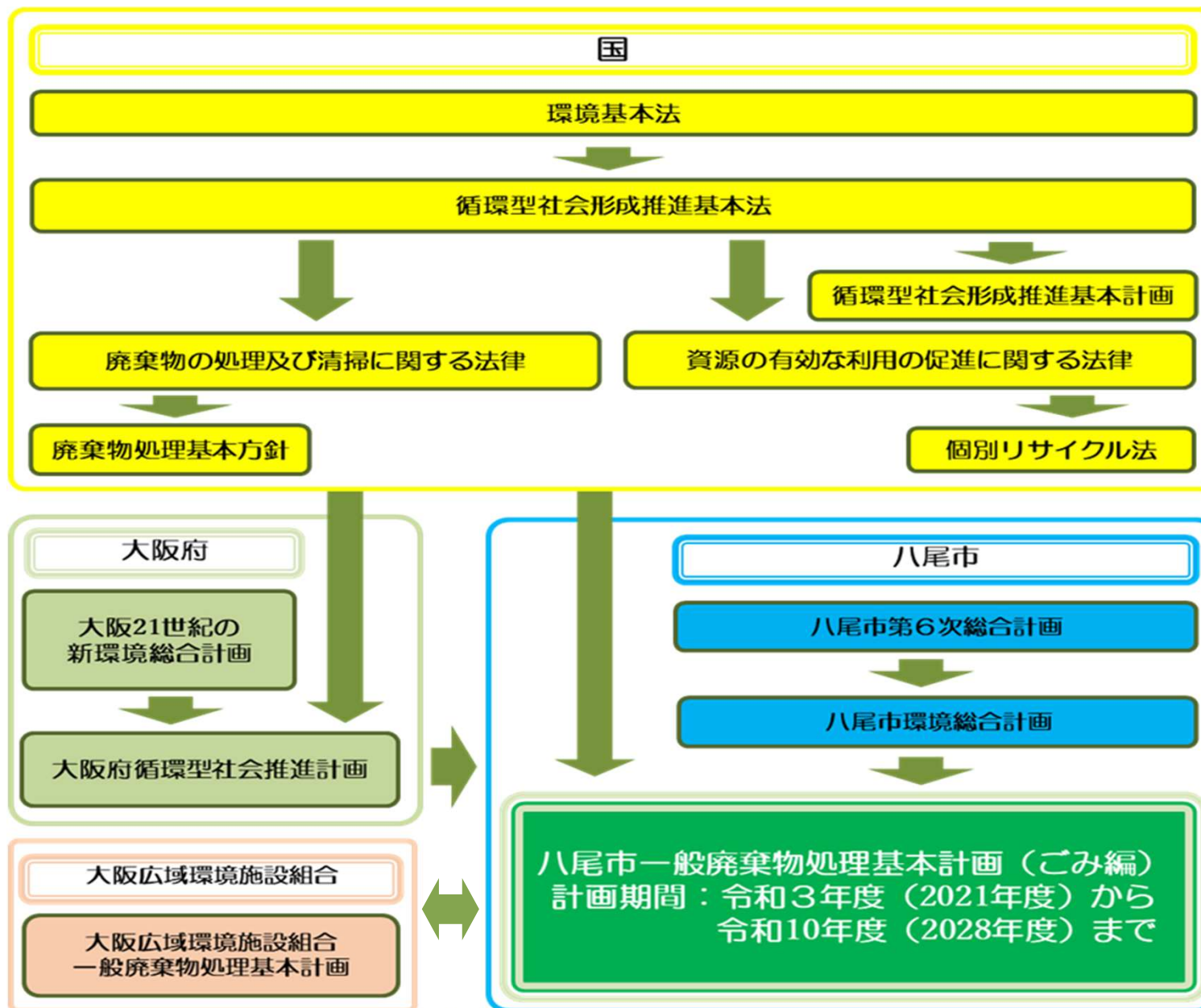
【検討事項】

- ・ 今後のごみ減量施策について P 13

(はじめに) 廃棄物の区分について



(はじめに) 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) について



(はじめに) 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) について

一般廃棄物処理計画

市町村は当該市町村の区域内で発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない (法第6条)

一般廃棄物処理基本計画

- ◆ いわゆる長期計画
- ◆ 一般的に5年から10年先を考慮して策定 (八尾市の計画は8年)
- ◆ 基本計画に定める事項

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 排出抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別収集の種類や区分
- ④ 適正処理に関わる基本的な事項
- ⑤ 処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物処理実施計画

- ◆ 毎年策定し、当該年度に実施する具体的な施策等について規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(はじめに) 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) について

八尾市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) とは

「八尾市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的な視野に立った一般廃棄物 (ごみ) 処理の基本的事項と、今後の廃棄物行政における本市の方向性を定めたものです。

計画期間 令和3年度～令和10年度

目 標 令和10年度 (2028年度) までに

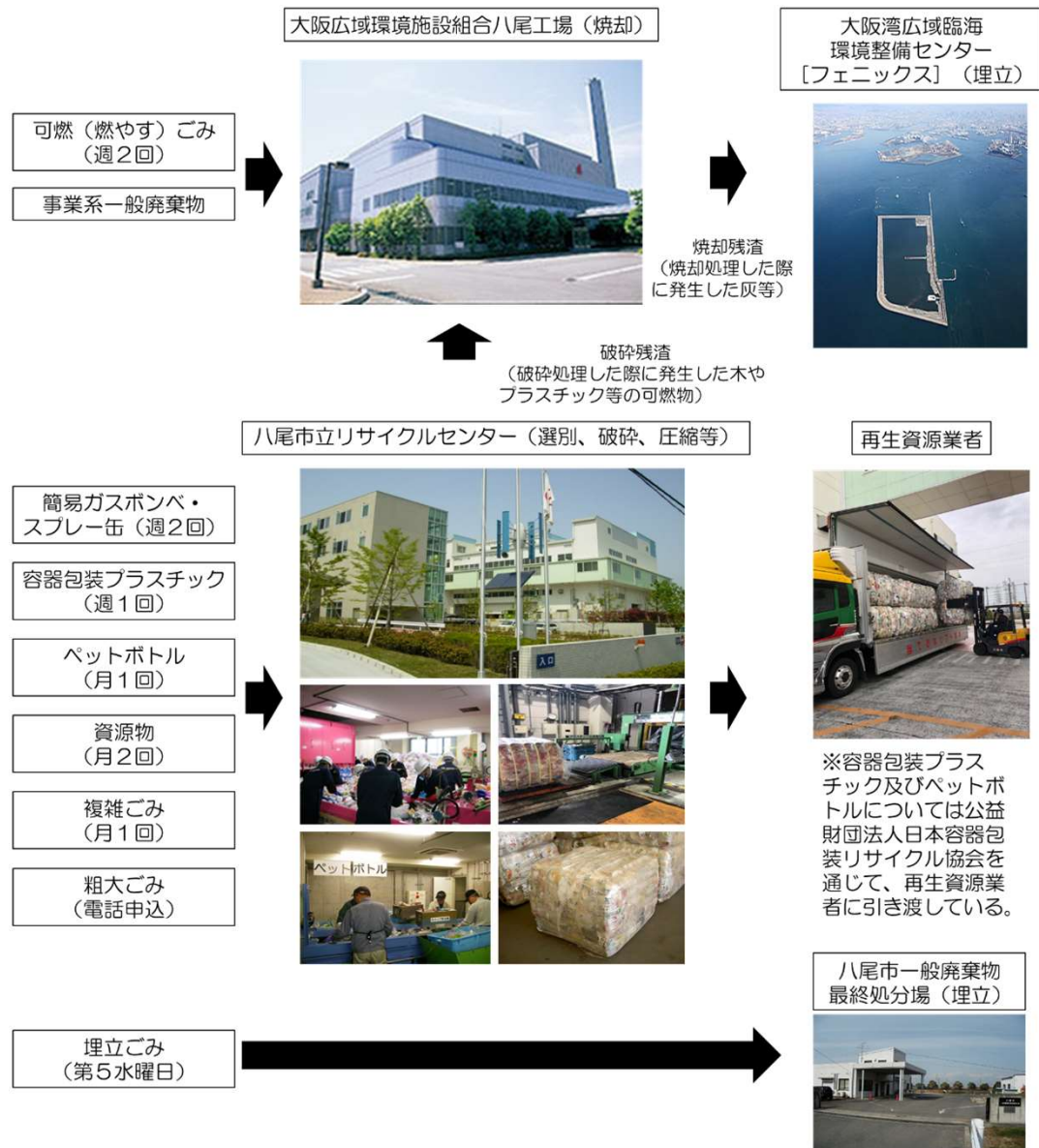
- | | |
|--------------------|----------|
| ①資源化されている量を除くごみ処理量 | 57,000 t |
| ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 420 g |

目標達成に向けて

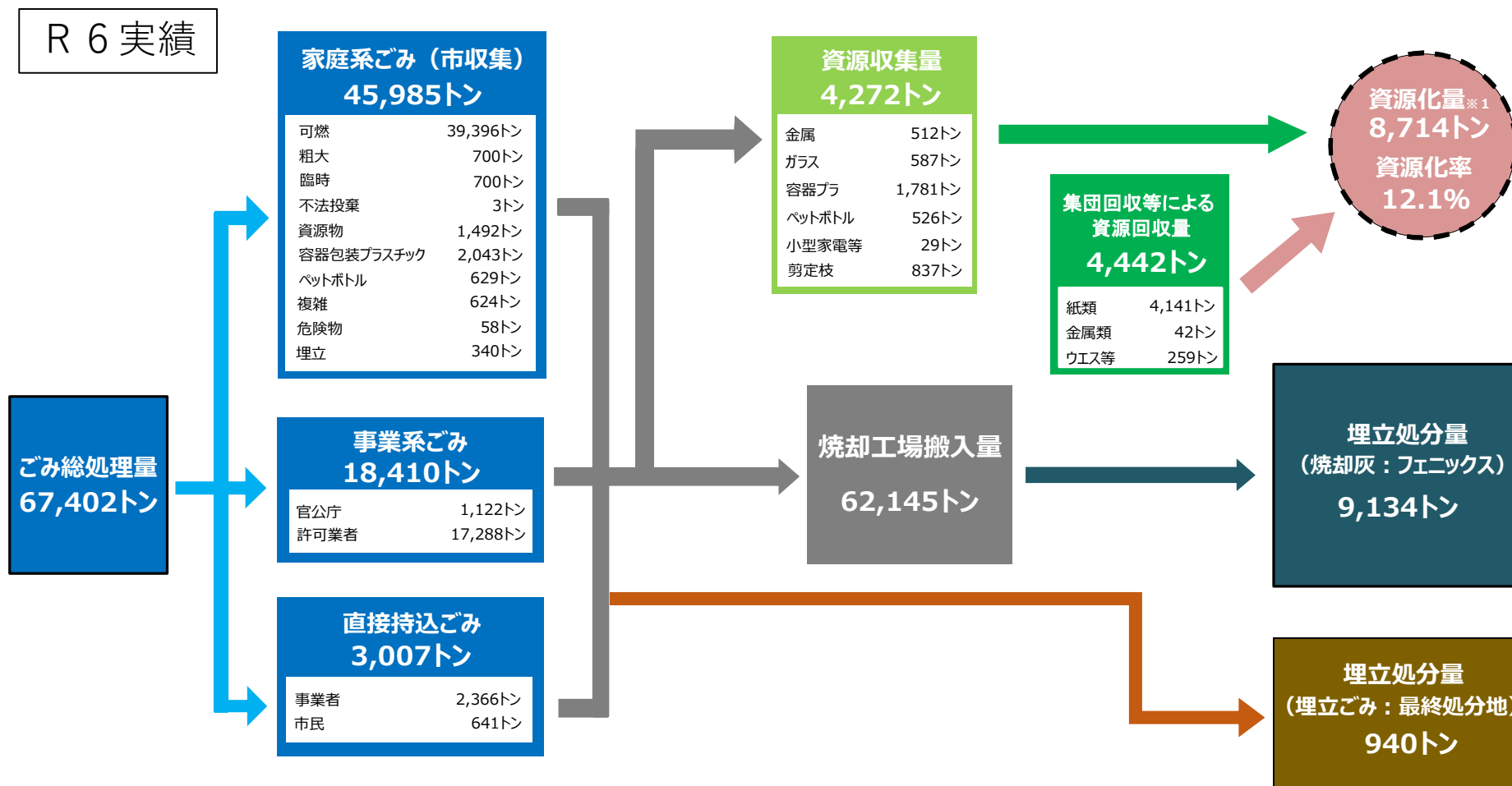
3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・行政が協働して、以下の5つの基本方針により、目標実現に向け、取り組みを進めていく。

- 基本方針Ⅰ. パートナーシップの構築
- 基本方針Ⅱ. 持続的に発展可能なシステムへの転換
- 基本方針Ⅲ. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進
- 基本方針Ⅳ. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進
- 基本方針Ⅴ. 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

(はじめに) ごみ処理について



報告事項 1 令和6年度のごみ処理量について

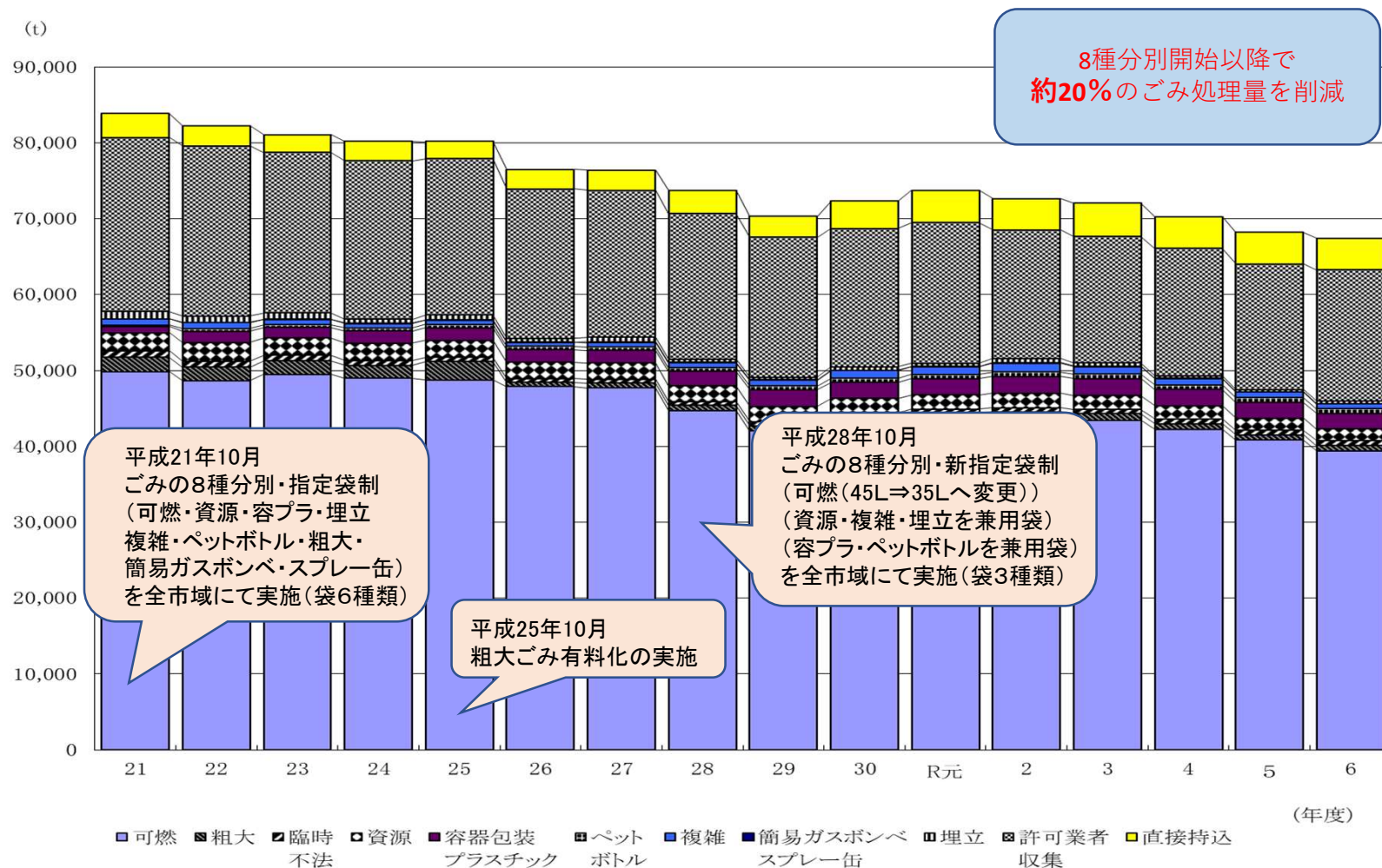


※1 資源化率

資源収集量と集団回収等による資源回収量を足した量 ÷ ごみ総処理量に集団回収等による資源回収量を足した量 × 100 から算出
 $(4,272 + 4,442) \div (67,402 + 4,442) \times 100 = 12.1(\%)$

報告事項 1 令和6年度のごみ処理量について

ごみ処理量の推移



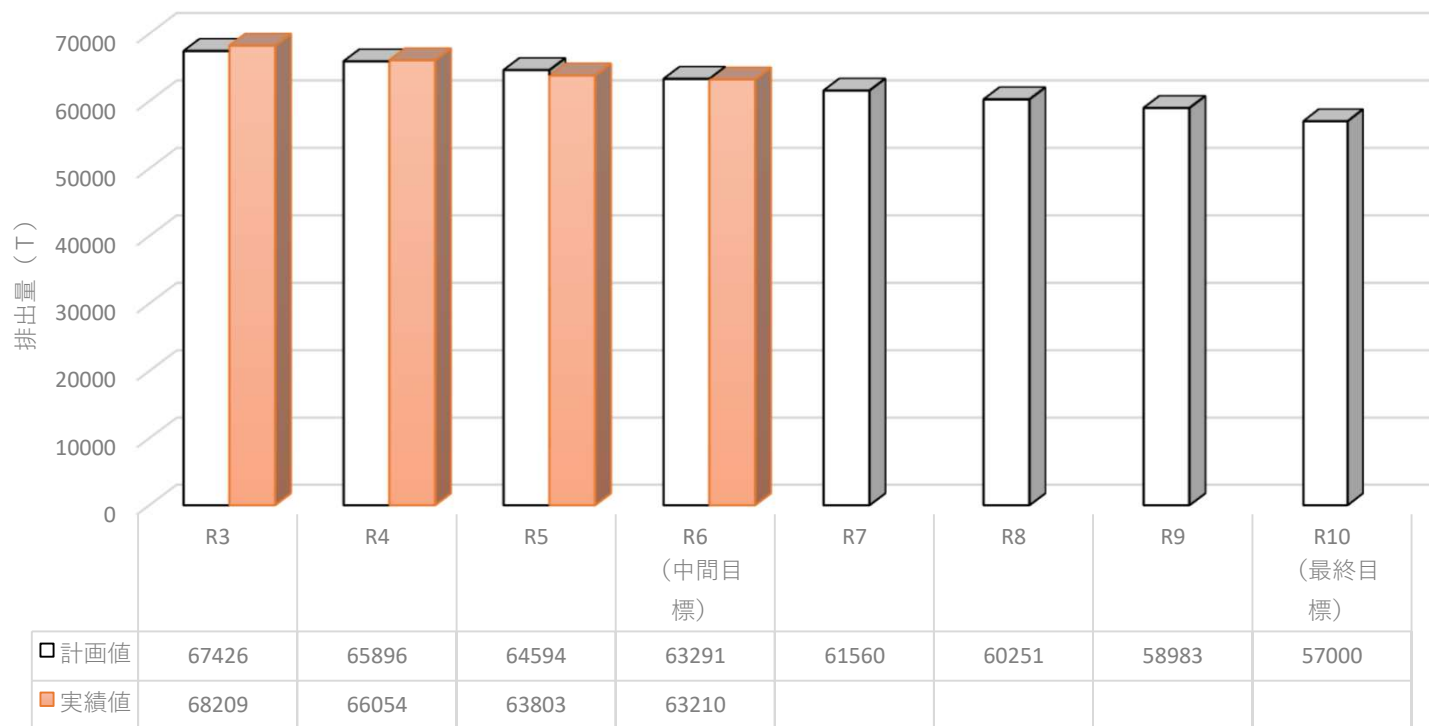
報告事項 1 令和6年度のごみ処理量について

■一般廃棄物処理基本計画における数値目標達成状況①

令和10年度(2028年度)までに ①資源化されている量を除くごみ処理量 57,000t

※約13,000tの削減を目指す。(令和元年度実績:69,864t)

資源物を除くごみ(家庭系及び事業系の全量)の排出量



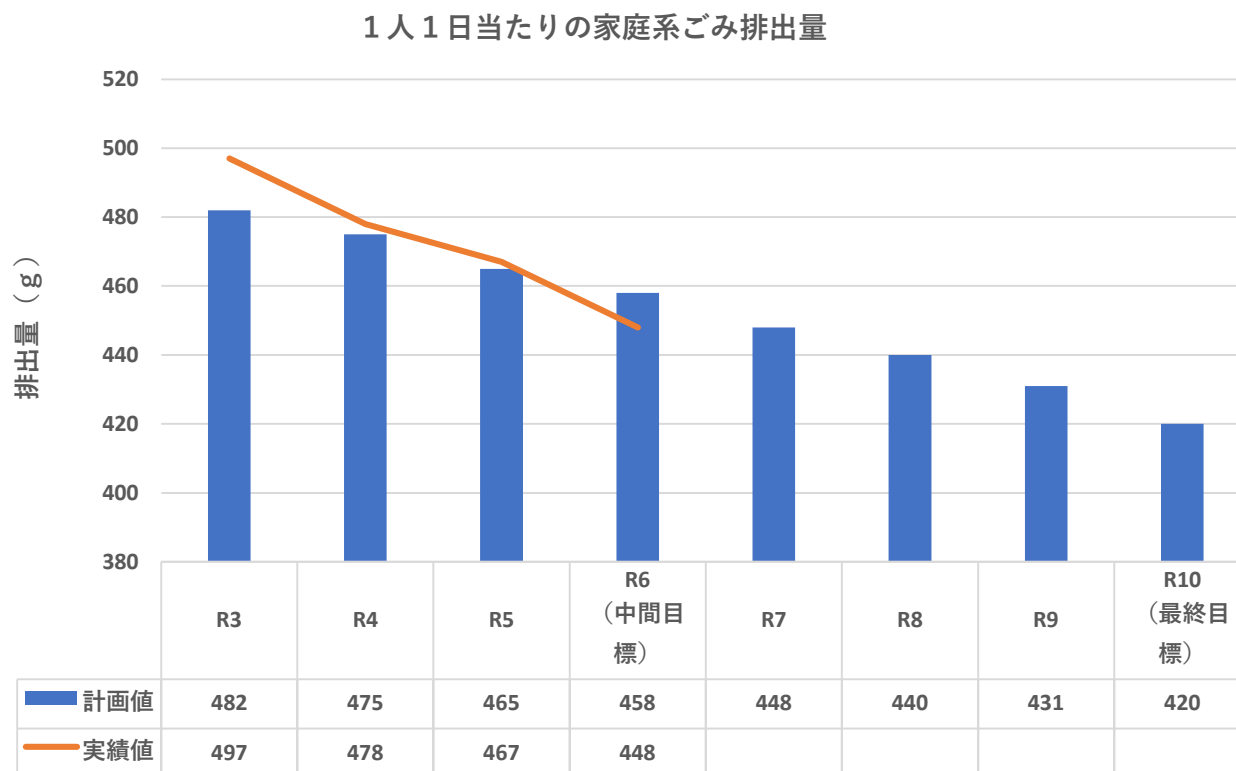
※令和5年度・令和6年度は目標達成

報告事項 1 令和6年度のごみ処理量について

■一般廃棄物処理基本計画における数値目標達成状況②

令和10年度(2028年度)までに ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 420g

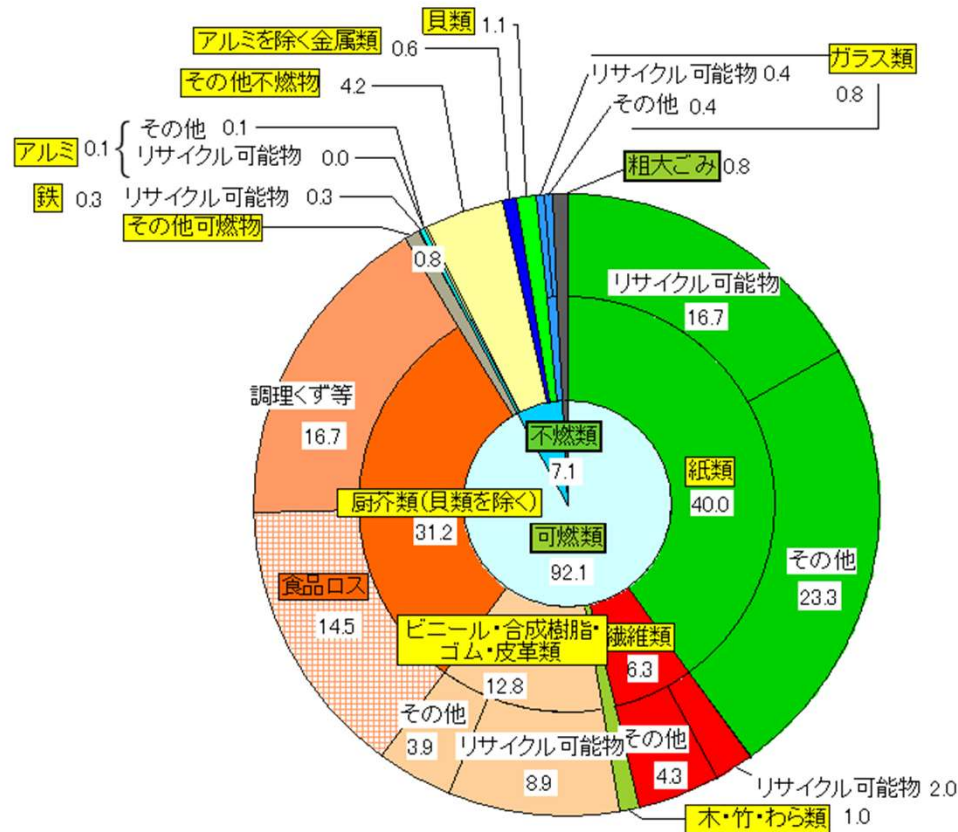
※約70gの削減を目指す。(令和元年度実績:489g)



※令和6年度は目標達成

報告事項 1 令和6年度のごみ処理量について

【R6年度：可燃（燃やす）ごみの組成概要（湿重量比）】



○資源化可能物の組成率、可燃（燃やす）ごみの約1/3を占めている。

→ 引き続きわかりやすい啓発や、紙ごみ・プラスチックごみ削減に向けた取組みが必要。

◆生ごみ 31.2%⇒ ◆生ごみのうち食品ロス 14.5%

→ 賞味期限についての正しい理解の促進や食べ残しの削減など、更なる削減に向けた取組みが必要。

報告事項2 ごみ減量施策の取り組みについて

民間事業者との連携

近年、民間事業者との連携による減量を進めている

【生ごみ処理機のおっせん】



令和4年4月から「シマ株式会社」と生ごみ処理機購入のおっせん協定を締結し、家庭から排出される生ごみの減量やリサイクル推進のため、生ごみ処理機の購入おっせんを開始

【ジモティーを活用したリユース】



令和6年5月から「株）ジモティー」連携し、再販価値が低い物や大型家具等の不用品をジモティーが運営する譲渡仲介サイトにて、リユース（利用者間での家具や家電などの個人間取引）することを促進

【リネットジャパンを活用したパソコン回収とリサイクル】



事業者が市民の自宅パソコンを無料で宅配便により回収。パソコンは破碎処理し、レアメタルやプラスチック等に分別し、リサイクルを行う。

本市の役割は民間事業者の活動を紹介。市民のリユース・リサイクル意識の向上を図り、ごみの排出を抑制する。

検討事項 今後のごみ減量施策について

【今後のごみ減量施策の検討】

指定袋制度の検証

平成8年度から実施している指定袋の無料配布について、社会状況の変化やライフスタイルの変化に伴い様々な課題が生じている。
配布方法や無償配布の是非等について検討していく時期に来ている。

製品プラスチックの一括回収に向けた検討

令和4年4月1日に施行されたプラ新法において、自治体の責務としてプラスチック製品の分別収集、再商品化が求められている。期限は定められていないが、循環型社会形成推進交付金の交付要件の1つとなっていることもあり、早急な対応が必要となっている。

「食品ロス」対策をさらに推進する

食品ロス削減計画に基づき対策を推進する。家庭への啓発に加え、スーパー等に対し、訪問や電話等により、産業廃棄物に当たるトレイやビニール袋などの廃プラスチック類の適正処理について指導を行う機会を活用して、各店舗で取り組んでいる廃棄物の処理の取組みの聞き取り調査を行うとともに、廃棄される食品残渣についてリサイクルの啓発を実施していく。